

2012年3月29日

法務大臣 小川 敏夫 殿

東京弁護士会

会 長 竹之内 明

### 人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り要望をいたします。

#### 記

##### 第一 要望の趣旨

被収容者が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第166条第1項に基づいて法務大臣に対して苦情の申出をした場合、その申出に対してその処理を徒に遷延させ迅速に対応しないことは、被収容者の請願権（憲法第16条）を侵害するものですので、貴殿におかれては、被収容者から苦情の申出があった場合には、迅速かつ適切に処理をして速やかに被収容者に処理結果の通知をするとともに、苦情の申出に対する標準処理期間を定める等により処理の迅速を制度的に担保する方策を検討されるよう、要望いたします。

##### 第二 要望の理由

###### 1 認定した事実

調査の結果によれば、以下の事実を認めることができる。

- (1) 申立人は以下の各日に、法務大臣に対し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第166条第1項に基づく苦情の申出をした。

申 出 日	申出の内容
2009（平成21）年7月3日	カラーレンズ眼鏡の使用が認められない件
9月7日	同
10月6日	同
12月11日	申立人の提出した願箋の取扱いに関する件
2010（平成22）年1月12日	カラーレンズ眼鏡の使用が認められない件
2月12日	精神科の診察が実施されない件
3月19日	カラーレンズ眼鏡の使用が認められない件
4月30日	雑誌が閲読不許可とされた件
6月10日	同

(2) 申立人は、2010（平成22）年9月12日付けで、（1）の各申出について処理結果の通知がないことにつき、当会に人権救済申立をした。

(3) 当会は、2011（平成23）年2月23日付け書面にて、府中刑務所に対し、申立人の本件申立に関して照会をした。

(4) （3）の照会に対し、府中刑務所は、同月28日付け書面で当会宛てに回答をした。

その回答によると、同日時点で、（1）の各申出につき、いずれも未だ処理結果の通知はなされていないとのことであった。

(5) 同年5月18日、府中刑務所の職員は申立人に対し、申立人のなした（1）の各申出に対する法務大臣の処理結果を通知した。

その内容は、申立人の各申出については、いずれも不採択というものであった。

## 2 判断

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）

第166条第1項は、「被収容者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができる。」とし、被収容者に法務大臣に対する苦情申出の権利を保障しているところ、これは、憲法第16条で保障されている請願権が具体化されたものであると解される。

また、法1第66条第3項は「法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。」と定め、法務大臣に対し、苦情の申出につき、誠実処理義務のみならず、収容期間中という限定を付してはいるが結果の通知義務までを課している。

そして請願は、市民に単にその機会を認めるだけではその実効性を担保することはできないため、少なくとも応答義務が法律上具体化されている限りにおいては、その応答を受け取ることまでが憲法上保障されていると解すべきであり、よって法1第66条第3項の定める処理結果の通知義務は憲法上の要請であると解される。

(2) 他方、法は、苦情の申出に対する処理結果の通知の期限については定めていない。

しかし、そうであるからといって、法務大臣による応答の遷延を憲法及び法が許容しているとは解されない。その理由は、第一に、被収容者の苦情申出は施設内の事柄に関するものである以上、収容期間中に応答がなされなければ苦情申出の実効性が保てないからである。また第二に、法第166条第3項

但書が回答義務を収容期間中に限っているため、仮に苦情の申出に対する応答が徒に遷延されているうちに被収容者が釈放された場合、処理結果の通知の必要がなくなることになるが、そのような事態は妥当ではなく、かかる事態を是認するような法解釈は、請願権の具体化として苦情申出の制度を設けた趣旨を没却するものだからである。

思うに、憲法第37条第1項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定している。これは刑事被告人に対して刑事手続の迅速を保障したものであるが、かような手続の迅速の保障は、行政手続にも保障されると解される。なぜなら、適正手続を保障した憲法第31条の趣旨は行政手続に及ぶと解されるどころ（最大判平成4月7月1日・民集46巻5号437頁）、手続の適正と手続の迅速との間に保障の必要性に差等は見出しがたいし、また、行政手続法第6条が行政庁に対し、申請に対して処分をするまでの標準処理期間を定めることを努力義務として規定し、もって迅速な処理を要求していることからしても、手続の迅速は、刑事手続にのみ保障すれば足りるものではないといえるからである。

以上の次第であるから、被収容者がする苦情の申立については、その処理と結果通知の迅速が憲法上保障されていると解すべきである。

- (3) 本件において、申立人は法務大臣に対し、平成21年7月3日以降平成22年6月10日までの間に、計9回の苦情の申出を行っており、その中でもカラーレンズ眼鏡の使用が認められない件にかかる苦情の申出は5回にも及ぶ。

これらの苦情の申出に対し法務大臣は、一応全て処理結果の通知をしている。

しかしその態様は、平成23年5月18日に全9回の申出に対して一度に通知をなしたというものであり、かような通知の態様が、通知の迅速の保障に悖るものではないかを検討する必要がある。

この点、当該回答には、申出からおよそ2年を経過して回答がなされるに至ったものが含まれていることが認められる。また全9回の苦情申出に対して一度に通知がなされたのが、本人権救済申立について当会が平成23年2月23日付けで府中刑務所宛てに照会書を発送した後、程ない時期であることからすると、当会が人権救済申立の調査に着手したことを受けて慌てて苦情申出の処理に取りかかったのではないかとの疑いを払拭できない。

とすると、苦情申出の中には、より迅速な調査と回答が可能であったものが含まれていることが窺われる。

そして、法第166条第3項但書が釈放後の処理結果の通知義務を解除していることから、法務大臣が迅速な対応をしないまま申立人が出所し、結果とし

て申立人が何らの回答を得られなかった可能性は極めて高かったといわざるを得ない。

とすれば、申立人の苦情の申出は、適切に処理されずに放置されていた疑いが極めて強く、申立人の請願権が保障されていたと評価することはできない。

以上よりすれば、本件については、申立人の請願権が侵害されていたものとして、貴殿に対し、被収容者から苦情の申出があった場合に迅速適切に処理をするよう、頭書のとおり要望する。

以 上